(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十四年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十三年十二月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十四年二月九日

○財務省告示第八十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十四年二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第二十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で千四十四億七千百三十四万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十四年二月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・一七パーセント

十　初期利子　平成二十四年八月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.17}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十七年二月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十四年二月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十五年二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十五年二月十五日から平成二十五年八月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 \times \frac{80}{100} \times 2 - 受入経過利子に相当する金額)$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.17}{100} \times \frac{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}{365}$$

(二)　平成二十五年八月十五日以後の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 \times \frac{80}{100} \times 2$$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年二月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十四年八月十五日から平成二十五年二月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 \times \frac{80}{100} + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)$$

(二)　平成二十四年八月十五日前の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)$$

十八　元利金支払場所　日本銀行

○農林水産省告示第六百三十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22973	グルホシネートＰナトリウム塩液剤	東日本大震災により津波被害を受けた農地専用サクサ液剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマ株式会社　代表取締役社長　松尾正彦
22974	グリホサートイソプロピルアミン塩液剤	東日本大震災により津波被害を受けた農地専用草枯らしＭＩＣ	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
22975	グリホサートカリウム塩液剤	東日本大震災により津波被害を受けた農地専用ラウンドアップマックスロード	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎